謝金規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会(以下「本協会」という。)が依頼する業務遂行の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

第2条(対象者)

本規程の対象者は、本協会の役員および職員以外の者とする。

第3条(謝金額)

謝金額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。ただし、やむをえない事情があると認められる場合は、事前に理事会の決議を経た上で異なる金額を支給することができる。

第4条(支払方法)

本協会は、原則として謝金を支給対象者本人名義の銀行口座に振込み支払うものとする。 ただし、支給対象者と別途合意した場合には、現金で支給することができる。 ※JPC の規定では現金での支給はない為、この赤字部分は削除したい。

第5条(源泉徴収)

本協会は、法令の定めるところに従い源泉徴収を行い、謝金額から差し引いた金額を支給 対象者に支払う。

第6条(補足)

本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

(別表1) 謝金支給基準表

対象者	基準額 (円)	支給単位	備考
講師	20,000 円	半日	専門家は除く
	40,000 円	全日	
トレーナー	15,000 円	半日	
	30,000 円	全日	
アシスタント	10,000 円	半日	
トレーナー	20,000 円	全日	
手話通訳士	7,500 円	半日	
	15,000 円	全日	
手話通訳者	5,000 円	半日	
	10,000 円	全日	
ボランティア	3,000 円	半日	
通訳者	6,000 円	全日	